

防災上重要なため池を**特定ため池**に指定します

「ため池管理保全法」（7月施行予定）・「県ため池保全条例」（7月改正予定）に基づいて、決壊すると下流の家屋や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、**県が「特定ため池」として指定**します。（7月より順次指定）



「特定ため池」に指定されると

1 堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには**県の許可が必要**となります

ため池を適正に保全するため、堤体や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などの**ため池の保全に影響のある行為を行うには県（各県民局土地改良センター等）の許可が必要**となります。

2 管理者等が**防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要**となります

ため池の**管理者又は所有者が防災工事**（堤体耐震工事、豪雨・老朽化対策工事、ため池廃止工事など）を実施する場合、**30 日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要**となります。

3 国予算を活用して**県や市町が実施する防災工事の対象**となる場合があります

特定ため池の指定要件を満たすため池は、国の予算を活用して**県や市町が実施するため池の防災工事（堤体・洪水吐の改修など）の対象***となる場合があります。

※特定ため池の指定要件の他、その他の要件を満たす必要があります。

4 **市町が特定ため池の位置や浸水想定区域等をお知らせ**します

市町が特定ため池の名称や位置、決壊したときの浸水想定区域等を周辺にお住まいの方にお知らせします。（県も「兵庫県 CG ハザードマップ」（<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp>）で特定ため池の情報を発信します）

○「特定ため池」の指定要件

- ・浸水区域のうちため池から 100m 未満に家屋、公共施設等があるため池
- ・貯水量が 1,000m³ 以上で、浸水区域のうちため池から 500m 未満に家屋、公共施設等があるため池
- ・貯水量が 5,000m³ 以上で、浸水区域に家屋、公共施設等があるため池
- ・ため池がある土砂災害警戒区域等のうち、当該ため池より下方の区域に家屋、公共施設等があるため池
- ・受益農地が 5,000m² 以上であり、浸水区域に農地又は土地改良施設、農業用施設があるため池
- ・知事が別に定める要件に該当するため池